名古屋地方裁判所委員会(第1回)は,下記のとおり実施されました。

記

(1)日時

平成15年11月28日(金)午後1時30分~午後5時00分

(2)場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

(3)出席者

(委員) 糟谷則子,加藤愛子,加藤令吉,金井篤子,榑松佐一,小島勝彦, 志村清一,中野慧子,成田多喜夫,水谷研治,初鹿野正,南部義廣,大内捷司(委員長),片山俊雄(敬称略)

(説明者)渡辺修明(名古屋地裁部総括裁判官),橋本昌純(同),佐久間邦夫(同),石山容示(同),伊藤新一郎(同),淺井均事務局長 (事務担当者)土川孝二簡裁判事,松尾泰孝民事首席書記官,星一郎刑事首

席書記官,牧野光志総務課長

(4)議題

意見交換テーマ「より迅速な裁判を実現するために, どのような方策や取組 みが考えられるか」についての協議, 意見交換

(5)議事

委員長あいさつ

裁判官による民・刑事裁判手続の現状の説明 の説明に対する感想,質問等

発言事項は別紙1のとおり

意見交換テーマに関する協議,意見交換

発言事項は別紙2のとおり

(6)次回委員会の予定

次回意見交換テーマ

「利用しやすい裁判所を実現するためにどのような方策や取組みが考えられるか。また,裁判所の広報活動はいかにあるべきか。」

次回開催期日

平成16年5月(日にちは後日調整)

(別紙1)

裁判官による民・刑事裁判手続の現状の説明に対する感想,質問等

(:委員)

裁判を実際に見て、人を裁くのは大変だと思った。迅速だけでなく、充 実した審理をする必要がある。

黙秘や偽証の部分が裁判官にどのように受けとめられるのか。また、弁護士も、証拠を握っていても出さないことがあると思うが、このような場合に、正当な裁判が受けられるのか疑問である。

本来裁判を急いでいいのかとの疑問がある。しかし,訴訟手続に従い, 省力化で無駄を省くことは可能だと思う。

裁判を傍聴した際,情状酌量して執行猶予がなされた判決の際の裁判官の言葉の重みを感じ,感動した。

統計数字ではかなり裁判は短く,思ったより早いなという印象である。 しかし,過労死の裁判では,遺族にとっては長いなという印象を持った ことがある。長くなる裁判について,問題意識をもって検討することに なろう。

問題は,利用者が長いと思っているかどうかである。どういう種類の事件が長いのか,また,それが短くなっているのかはよく分からないが,少なくとも裁判官の手持ち件数が200件を超えると期日も入りづらいと思う。裁判所としてできることを議論したい。

深刻な事件は必然的に長くなり、それを見た国民も裁判が長いとの印象を持つと思う。審理期間は外国に比べても遜色ないとのことだが、アメリカやヨーロッパとの制度の違いについても知りたい。また、刑事事件における司法取引を日本でも導入することはできないのかなども興味がある。

拙速は困るというのが皆さんの意見だと思う。著名な事件の印象で,かなり裁判に対する国民のイメージが変わってしまう。著名な事件を見て,一般人は裁判はこんなものかと思うのではないか。長期化する事件において,裁判官の訴訟指揮権は弁護士の弁護活動にどこまで及ぶのか,何故もっと短くできないのかなど,この機会に聞いてみたい。

報道では裁判は長くかかる印象であったが、法廷傍聴をして、分刻みで 沢山の事件を処理するのに驚いた。もっとゆっくりした雰囲気で行えな いのか。私たちは、裁判というものはすごく重みをもって感じているの で、じっくり聞いてもらい、話をし、公正な裁きをしてもらいたい。

裁判の長期化には,鑑定人の都合や法廷戦術的な面もあるのではないか。 また,判決書はもっと簡潔でいいと思う。

裁判は短ければ短い方がよいと思う。裁判が長くなってよいというのはかなり例外的なことである。裁判官も簡単なものは早く処理し,重要案件に時間をかけたいのではないか。審理期間にはばらつきがあるところに問題点があると思う。

手続の迅速化は,正当な権利が保障され,当事者が納得する,適正で充実した裁判が前提である。数値目標にとらわれた拙速な裁判はしないようにされたい。統計上は諸外国と遜色ない。これ以上の迅速化を疑問とする人もいる。十分充実した審理の中での迅速化が必要である。そのための前提として,裁判所の人的,物的態勢の充実が必要である。裁判官の大幅な増員が必要なことは共通認識と思う。それに伴う法廷の増加等も必要である。

裁判の迅速化は、民事も刑事も同じだと思うが、刑事は簡単な事件は短期で終わるものの、争いのある事件が長くなって民事同様争点整理が必要である。複雑事件はじっくり行う必要があり、簡単な事件は簡単に行うというメリハリのきいた、全体を見た公判運営が必要である。

我々裁判官,検察官,弁護士は,どうしても今の手続を当然の前提として考えてしまう。先ほどの各裁判官からの説明も今の手続を前提としており,時間のかかる理由をうまく説明していたが,各有識者委員はこの説明に騙されないで,疑問があれば問いただし,おかしな点はおかしいとお叱りいただき,アドバイスがあればアドバイスしていただきたい。また,一般国民の視点から,裁判の期間というものについて,どの程度が理想か,どの程度までなら耐えられるか等の意見をいただきたい。

(別紙2)

意見交換テーマに関する協議,意見交換

(:委員, 委員長, 説明者)

まず、国民はどの程度の裁判の期間を求めているのかを伺ってみたい。 刑事は特殊事件をどう見るかである。民事は、普通の事件は1年強から2年で片付いているが、特殊、専門事件は長くかかっている。その要因は何か。迅速化法はすべての事件について2年以内に終わるべきとしているが、罰則はない努力目標的なものである。それはみなさんの期待どおりかどうか。

1年以内にできるだけ多くの審理が終わればよいと思う。1年間というのが昔と比べて充実し、短く感じる今日では、できる限り速くという気持ち、目標は裁判所に失わないでほしい。

裁判にはお金と時間がかかるので,裁判は嫌だと思っている人が多い。 裁判はケースバイケースと思うが,例えば離婚訴訟の審理期間は半年く らいがいいと思う。当事者は,判決が非常に怖いという不安や,相手方 が言ったことを裁判官が本当に信じたらどうしようとの不安があり,長 期化は本人の精神的不安が募ることから問題である。

身分に関わる裁判については再就職もできないから早くした方がよい。 訴える側は,どのくらいの期間でやってほしいとの希望を出してもよい のではないか。

当事者は、早く紛争から逃れたい、早くシロクロつけて欲しいと考えているのではないか。

次に、迅速化が進まない要因は何なのかという角度で、問題を整理していきたい。ついては、まず司法インフラの整備について、議論の前提となるものであり基本だという意見もあるようなので、まず少しそれについて事務局から説明させる。

裁判官,一般職員の人的整備については,機会あるごとに事件概要,事件状況等の実情を高裁を通して最高裁に説明し,最高裁は全国からその実情を聞き,必要に応じた配置を検討していると思うが,詳細は当庁ではよく分からない。

施設整備についても最高裁で検討されているので,実情を高裁を通じて 説明し,毎年毎年徐々に整備されるということになる。当庁では,今年, 家裁庁舎南側に交通裁判所と合同の執行センターが新営され,半田支部, 安城簡裁の内部改修工事が行われている。

裁判官の数を増やせば迅速化にとってプラスになるというのは分かるが, 裁判官を1人増やすには書記官も増やす必要があり,それに伴い執務スペースや法廷等も増やす必要がある。裁判官を増やすことはそれだけ広がりがあることであり,その分国民に負担をかけることになる。今の裁判手続をさらに工夫した上での増員でないと国民には理解してもらえないと思う。先ずは,現状の人員を前提にどのような工夫ができるかを検討すべきである。

迅速化法のために予算を講ずべきことは衆参両議院の付帯決議にもあり, 国民も理解していることと思われる。予算要求については,この委員会 の意見を最高裁に伝えてもらい,その結果を当委員会にフィードバック してほしい。

人も場所も増えた方がいいのは当然の話であるが,それを要求として上げていくのは本筋ではないと思う。現在の国家財政は苦しい状況であり,現有の人員を確保するだけでも国民に相当の負担を強いることになる。 現状を前提として,工夫の議論をすべきことに賛成である。

役所の仕事は丁寧になりすぎる。効率が悪い。大きな組織は過剰品質に しないことが肝要である。どうやって過剰品質を見直すか考える必要が ある。

裁判の手続の中で問題となっている部分はどこなのか。

長期化した事件は,類型的には専門的な医療訴訟,建築瑕疵訴訟が双璧である。当庁で3年以上かかっている事件の3分の1近くを占めている。相続に絡む事件,証券取引事件も該当する。すなわち専門事件,争いの事項が多い事件である。

裁判所は,審理の無駄を省く努力として,弁論準備等の手続きで当事者から早期に紛争の全体像,争点についての主張,証拠を出してもらうように努めており,真の争点を早く把握することができるようにしたいと

思っている。そのためには,裁判所も釈明権の行使を適切に行わなければならないと考えている。ここ近年は,集中証拠調べが一般的となっている。これは,かつてのさみだれ式の審理の仕方があまりにもおかしいとの指摘を受け,改善方を図り,その観点からの民事訴訟法の改正も行われた結果,改善されてきたものである。争点が多く,証人三,四人だけでは済まない事件は集中証拠調べだけでは解決できず,計画審理が課題になる。また,建築瑕疵,医療訴訟は鑑定に時間がかかっており,この点も課題となっている。

刑事事件で長期化が問題となっているオウム事件を例にとっていえば、被告人が何を争い、何を言いたいのか分からない、一切人の意見を聞かないということで、本当の争点が明らかにならないまま、延々と証人尋問が続いたのではないか。それ以外の事件でも、医療過誤、飛行機事故等の業務上過失致死事件等、専門的な事件について、争点が明確にならないで証人尋問が延々と行われ、事件が長期化するというのがパターンではないかと思う。

時間がかかっている専門訴訟については、専門性が高いこと、争点が多く複雑なこと、患者側の証拠収集が密室性の壁もあり困難なことがある。 当事者がどこまで事実を把握しているか、弁護士がどこまで事実を把握できるかが問題であり、反論、反論の積み重ねがあって、どうしても準備期間が必要である。証拠収集についての法的整備も必要である。訴訟は生き物であり、訴訟進行中に争点が変わることもある。訴訟戦略的な面もないではない。

刑事事件は,検察官の証拠開示が不十分で裁判所もこれに対して積極的に対応しようとしない,調書の信用性,証拠能力が争われる等の問題もある。取調過程の可視化への改善が必要と思われる。

労働事件の本案裁判の長期係属件数はさほど多くないと思うが,過労死などの労災事件は医療事件同様長期化する傾向にある。仮処分関係については,問題となるのは仮地位仮処分であり,仮処分によって確定判決と同様の権利関係が発生するので,法律で口頭弁論を開くか,債務者審尋を行うことになっている。実際には債権者,債務者双方の審尋を行っ

ており、当事者本人が出頭すれば、申立書や陳述書に付加して、裁判所に直接述べたいことがあれば述べてもらい、それを記録化するために陳述書に書いて出してもらうことにしている。調書作成という方法もあるが、時間がかかってしまうので、より簡便な方法として陳述書の提出をお願いしているところである。

1回目の審尋期日で和解の打診をしており,30件中,和解,取下げが 16件あった。決定による場合は,審尋期日が四,五回,長いもので受 理から決定まで1年かかったものもあった。不当労働行為等の主張があ ると詳細な主張が出るので長くなるが,通常は3か月程度で結論が出て いる。

労働者が解雇されても裁判に出てくるのは、ほんのわずかであり、ほとんどが泣き寝入りしているのが実態である。本人からすると、裁判官に1時間でもいいから話を聞いて欲しいという思いがあるので、今後ともよろしくお願いしたい。

医療事件については、平均審理期間は平成14年は30.4か月で、平成5年当時と比べると約10か月短縮された。この30か月の評価であるが、全事件の平均審理期間と対比すると、その倍以上かかっている。時間のかかる原因は、争いの中身が、医師の過失の認定、因果関係の存否という難しい問題であり、更に証拠資料を集めるのが難しい、用語の問題からして難しい、カルテは英語、ドイツ語があり、それを翻訳する必要があり、それを整理し、医師に相談するのに時間がかかるし、鑑定にも時間がかかるといった点がある。

裁判官と弁護士及び医療機関とのコミュニケーションを図るため,名古屋大学,名古屋市立大学,藤田保健衛生大学,愛知医科大学の4大学でガイダンスをした。また,患者側,医療側各弁護士に集まっていただき意見交換会を行っており,これは昨年から7回程度行っている。

争点整理手続について,医療側に医療行為に関して時系列にまとめてもらう,代理人弁護士に準備書面の提出期限を守ってもらう,裁判所で双方の争点を整理して,その案を当事者に示すということを行っている。また,鑑定人については医療機関に協力を求めており,鑑定人に裁判の

結果を通知することで鑑定人との関係を円滑にするようにしている。 裁判所が裁判の迅速化に努力していることがよく分かった。訴訟手続の 簡素化といっても法律に則る必要があり、その中での迅速化はできる限 り行われていると思われるが、裁判官が抱えている現在の件数からする と、その件数が増えれば、簡素化しても長期化は避けられない。かとい って裁判官の増員は容易ではないが、優秀な裁判官を増やしてほしい。 そのような現状では、裁判以外の解決手段を最大限利用していくことが、 これからの課題になるのではないかと思う。

また,裁判所は迅速化について努力していることを対外的に宣伝すべきである。

医療訴訟の長期化は,医療側の問題もかなり多いのではないかと思うし, 建築関係の事件も難しいと思う。これらの訴訟は,裁判所側だけの努力 では迅速化は難しいと思う。

裁判というのはケースバイケースであり,理想的な審理期間がどのくらいかは難しい問題であるが,当事者の協力も迅速化には重要と思う。 裁判の迅速化は,有限の時間をどう利用するかということだと思う。裁判官や当事者は丁寧に事件に取り組もうとするが,時間を早めるというのは大きな意思を持たないとできない。早く事件を処理することについて,裁判官の評価に繋がっているのかという問題もある。裁判官は嫌わ

れる商売でないといけない。そういう職業人としての意識が必要である。

以上